

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき、当法人の理事、監事及び評議員の報酬（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人は、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬を、下記のとおり定める。

理 事	日額	3, 1 0 0 円
監 事	日額	3, 1 0 0 円
評 議 員	日額	3, 1 0 0 円
評議員選任・解任委員	日額	3, 1 0 0 円

2 理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬は、開催会議日ごとの日額とする。

3 支給方法は、原則として、源泉所得税（乙欄）を控除して支払う。
源泉所得税 3, 100円につき94円。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

(附 則)

この規程は、令和5年4月1日から適用する。